

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	○○年(ケ、ヌ)第○○号	物件番号 「1、2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 ○○年 ○○月 ○○日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒○○○-○○○ 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社○○○○
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○
		代表者氏名	代表取締役 ○○○○ (印)
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 千葉 麻美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月10日 午前 9時00分から 令和 8年 4月17日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 4月24日 午前10時00分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 5月13日 午後 1時00分 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件目録

- 1 所 在 盛岡市中太田吉原
地 番 77番1
地 目 宅地
地 積 354.00平方メートル
- 共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 盛岡市中太田吉原77番地1
家屋 番号 77番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 116.76平方メートル
2階 53.82平方メートル
- 共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 2月25日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 千葉 麻美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 盛岡市中太田吉原
地 番 77番1
地 目 宅地
地 積 354.00平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 盛岡市中太田吉原77番地1
家屋 番号 77番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 116.76平方メートル
2階 53.82平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1



令和7年(ケ)第51号
令和7年12月4日受理
令和8年1月22日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所在地 盛岡市中太田吉原
地番 77番1
地目 宅地
地積 354.00平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1
- 2 所在地 盛岡市中太田吉原77番地1
家屋番号 77番1
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 116.76平方メートル
2階 53.82平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録(物件1、2)」のとおり															
住居表示	(未実施)															
土地	物件1															
現況地目	■宅地															
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>															
占有者及び占有状況	■土地共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり															
下記以外の建物(目的外建物)	■ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり															
建物	物件2															
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:															
物件目録にない附属建物	■ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="font-size: 2em;">{</td><td>種類:</td></tr> <tr><td></td><td>構造:</td></tr> <tr><td></td><td>床面積:</td></tr> </table>		{	種類:		構造:		床面積:								
{	種類:															
	構造:															
	床面積:															
占有者及び占有状況	■A(建物共有者) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、本建物を、住居として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり															
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり															
執行官保管の仮処分	■ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="font-size: 2em;">{</td><td>地方裁判所</td><td>支部</td><td>平成</td><td>年()</td><td>第</td><td>号</td></tr> <tr><td></td><td>保管開始日</td><td></td><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号		保管開始日		平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号										
	保管開始日		平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり															

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側で「道」に接面している。
現況、本土地は、西側で幅員約4.0メートルの舗装市道「下太田14号線」に接面している。

■物件2 建物関係

- 1 本建物には、目的外動産が多く存在する。特に2階に顕著である。(写真5、8、9、10参照)
- 2 評価人の調査によれば、本建物は、市街化調整区域内に存するいわゆる「農家住宅」(都市計画法第29条第1項第2号)である。したがって、買受人は、その使用等(売却、賃貸、自己使用等)の適否について、行政当局への確認や調整が必要となると思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣の者	本件建物にはAが居住しているのではないかと思います。
■B	本件建物を使用していません。
■C	本件建物にはAが居住しています。
■D	本件建物にはAが居住しています。
■A (物件1, 2共有者兼債務者)	物件2建物は、私が住居として使用しています。 相続について、相続人間で協議していません。したがって、他の共有者らとの取決め等は、現時点では、特にありません。

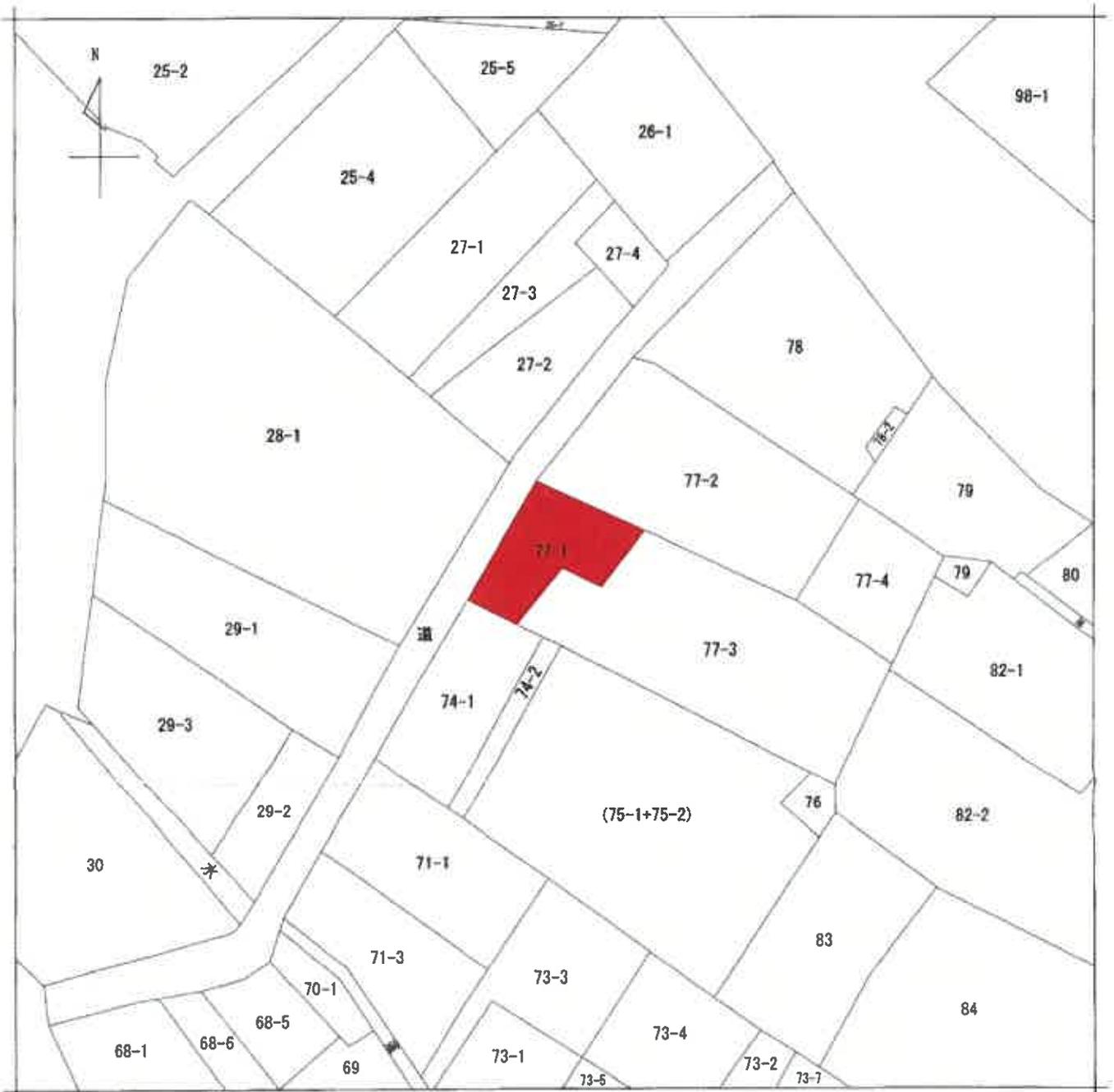
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

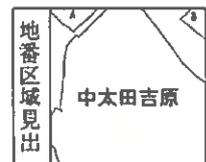
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月4日(木)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年12月4日(木)	盛岡市役所	課税関係資料申請(事務員)
令和7年12月4日(木)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和8年1月7日(水)	執行官室	期日通知送付(B、C、D宛て)
令和8年1月9日(金) 15:10~15:30	物件所在地	物件確認、外観調査、近隣に聴取 A不在のため、A宛て期日通知を物件2建物の郵便受けに投函
令和8年1月14日(水) 16:05~16:08	執行官室	Bより聴取(電話)
令和8年1月15日(木) 10:45~10:47	執行官室	Cより聴取(電話)
令和8年1月15日(木) 12:30~12:32	執行官室	Dより聴取(電話)
令和8年1月20日(火) 14:00~14:30	物件所在地	A立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので解錠技術者に解錠させ立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 中太田吉原
B 中太田吉原

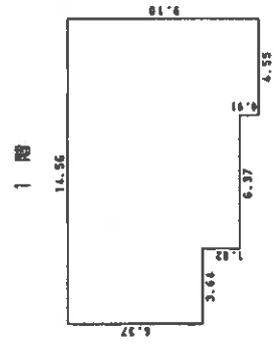
請求部	所在	盛岡市中太田吉原			地番	77番1		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

建物図面
各階平面図

家屋番号 77-1
建物の所在 盛岡市中太田苔原77番地1

各階平面図

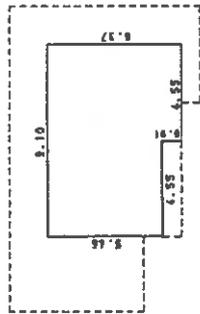
950689



求積表

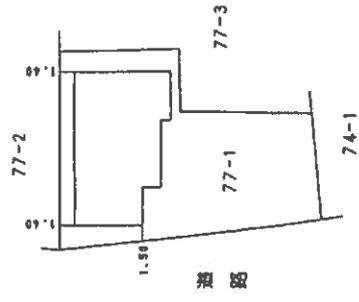
$14.56 \times 6.37 = 92.7472$
 $10.32 \times 1.82 = 19.0744$
 $4.55 \times 0.91 = 4.1405$
 合計 116.7621
 床面積 116.76 m²

2階



求積表

$9.10 \times 5.46 = 49.6860$
 $4.55 \times 0.91 = 4.1405$
 合計 53.8265
 床面積 53.82 m²



製作者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

(日国連22)

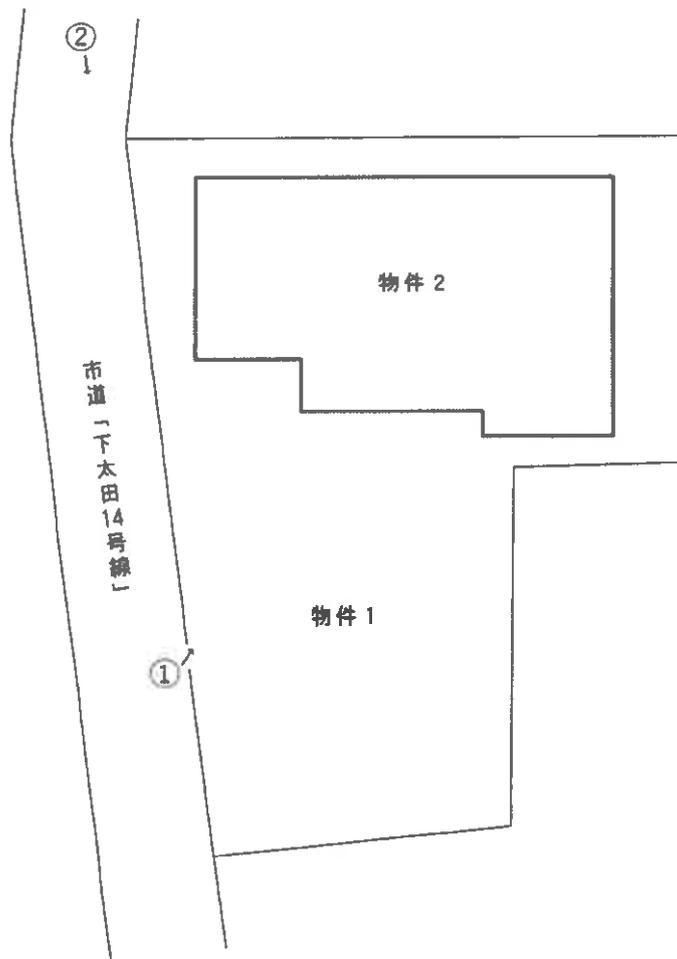
平成13 3.30

令和7年(ケ)第51号

土地建物位置関係図

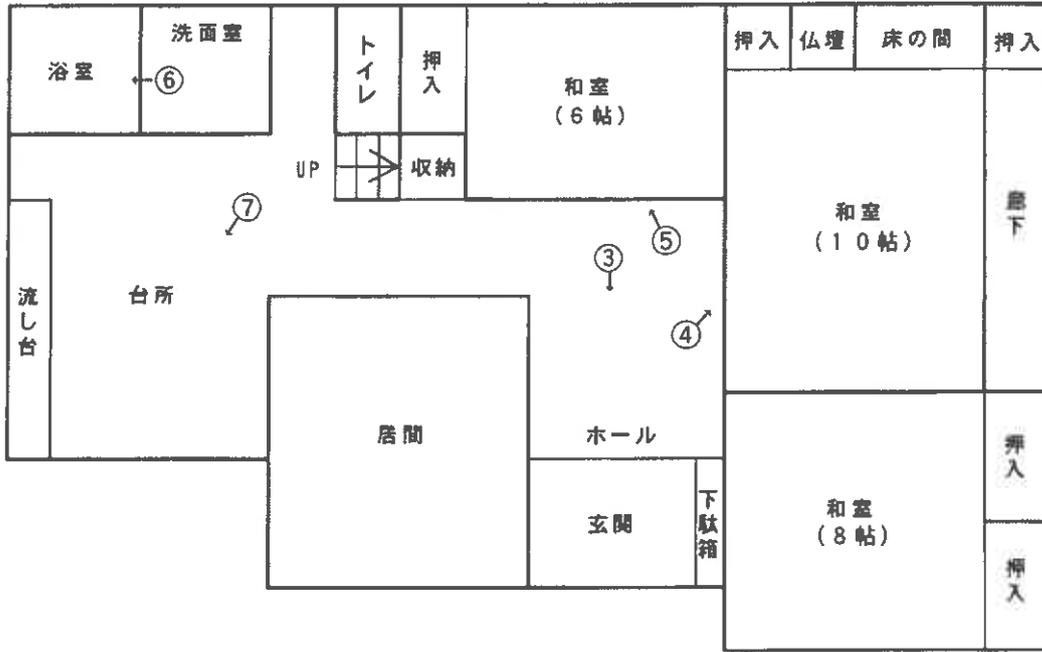


S=1/250

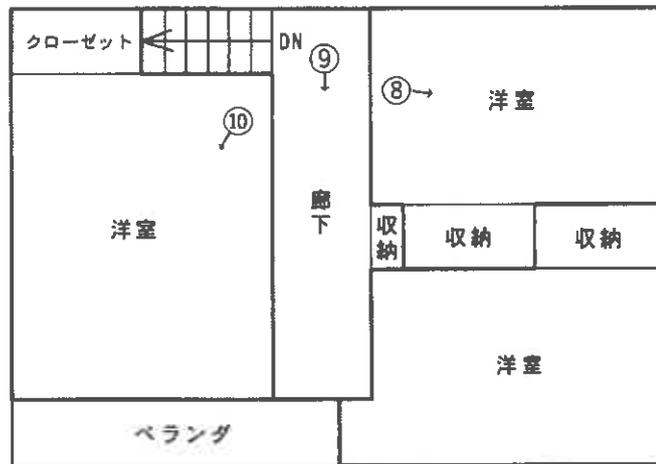


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

令和7年(ケ)第51号 物件2建物間取図



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



(12 枚目)

写真7



写真8



写真9



写真10



令和7年 (ケ) 第 51号
令和8年 1月20日 現地調査
令和8年 1月23日 評 価

盛岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
横 田 浩

第1 評価額

一括価格	
金2,160,000円	
内訳価格	
物件1	金1,330,000円
物件2	金830,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	盛岡市中太田吉原	同左
	地 番	77番1	
	地 目	宅地	
	地 積	354.00m ²	
2	所 在	盛岡市中太田吉原77番地1	同左
	家屋番号	77番1	
	種 類	居宅	
	構 造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、2階建	
	床面積	1階	
2階		53.82m ²	
番号	特 記 事 項		
	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	受命物件はJR東北本線「盛岡」駅の南西方約4.3km（道路距離）付近に位置している。 バス便としては岩手県交通バス「志波城古代公園前」停留所の北方約1.4km（徒歩約18分）の距離である。	
付近の状況	農家住宅が点在する農家集落地域	
主な公法上の規制等	都市計画区分	市街化調整区域（昭和45年10月1日編入）
	用途地域	指定なし
	指定建蔽率	70%
	指定容積率	200%
	防火規制	指定なし
	埋蔵文化財	「志波城跡」遺跡に指定されており、土木工事等を行う場合には届出が必要となる。
	その他の規制	ない
画地条件	地積	現況地積は登記地積と概ね一致
	間口	約25m
	奥行	約10m～19m
	形状	略整形地
	その他	ない
接面道路	西側で幅員約4mの舗装市道「下太田14号線」（建築基準法第42条第1項第1号道路）に略等高に接面している。	
土地の利用状況 隣地の状況等	物件1の土地は物件2の建物の敷地として建物共有者が使用し占有している。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	なし
	（注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは、対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
土壌汚染	土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。	
特記事項	ない	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成13年3月12日新築
	経済的総耐用年数	30.0年
	経 過 年 数	25.0年
	経済的残存耐用年数	5.0年
仕 様	構 造	木造
	基 礎	布基礎
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス、合板等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気・給排水・換気設備等一式
	その他	特にない
		(注) 建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため使用可能か否かについては不明である。
床面積(現況)	現況床面積は登記床面積と概ね一致	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	別添建物間取図参照
品 等	普通	
保守管理の状態	室内の至る所に生活ごみ等が放置されており、保守管理の状態は極端に劣る。	
建物の利用状況 (占有状況)	本件共有者が居宅として使用し占有している。	
特 記 事 項	1 当該物件は、市街化調整区域内の土地上の建築物で、競落人が当該建築物を使用する場合は都市計画法第43条第1項の規定による許可が必要である。また建築物の用途変更後の改築・建替えについては、許可不要の基準に該当する場合を除き都市計画法第43条第1項の規定による許可が必要である。なお競落後の利用目的が、当該許可を必要とするか否か、上記法令等に適合するか否か、入札参加前に許可権者等（盛岡市都市整備部都市計画課）に照会すること。	

特 記 事 項	<p>2 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>3 室内には大量の生活ごみ等が放置され、床や内壁等に汚れも見られる。そのため競落人が当該物件で生活するためには、多額のごみ処分費や清掃費等が必要となる。</p>
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補 正 率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	20,900	88.5%	354.00	100%	6,550,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 盛岡-44

標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $27,400\text{円}/\text{m}^2 \times 100.7/100 \times 100/100 \times 100/132 \approx 20,900\text{円}/\text{m}^2$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：特になし

◇地 域 格 差：街路条件+3%、交通接近条件△1%、環境条件+30%の計+32%と査定

イ 個 別 格 差：方位△1.5%、規模△10%の計△11.5%と判定

ウ 地 積：公簿数量を採用

エ 建付減価補正率：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、建付減価補正率はないと判断

(2) 物件2 (建物)

物件2の建物について、その再調達原価を現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を下記の通り判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現 況 延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	170.58	4.2%	1,430,000

ウ 現価率

経過年数30.0年、経済的残存耐用年数5.0年、残価率5%とした定額法 (現価率21.0%) と観察減価法 (物理的・機能的・経済的要因から△80%と査定) を併用して下記のとおり査定した。

◇ 現価率 = $21.0\% \times (100 - 80)\% = 4.2\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については建物の敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) (1(1)) ア	敷地利用権等割合		敷地利用権価格 (円) ア×イ
			イ	
1	6,550,000	25%	法定地上権	1,640,000

イ 敷地利用権等割合：敷地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1), 1(2)) ア	敷地利用権価格の 控除及び加算 (円) (2(1)) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	6,550,000	- 1,640,000		45%	60%	1,330,000
2	1,430,000	+ 1,640,000	-	45%	60%	830,000
一括価格 (合計)						2,160,000

ウ 占有減価修正：必要ない

エ 市場性修正：生活ごみ等が放置されている処分費等を考慮して△25%、農家集落地域内物件の市場性△30%の計△55%と査定

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性を考慮して△40%と査定

第6 参考価格資料

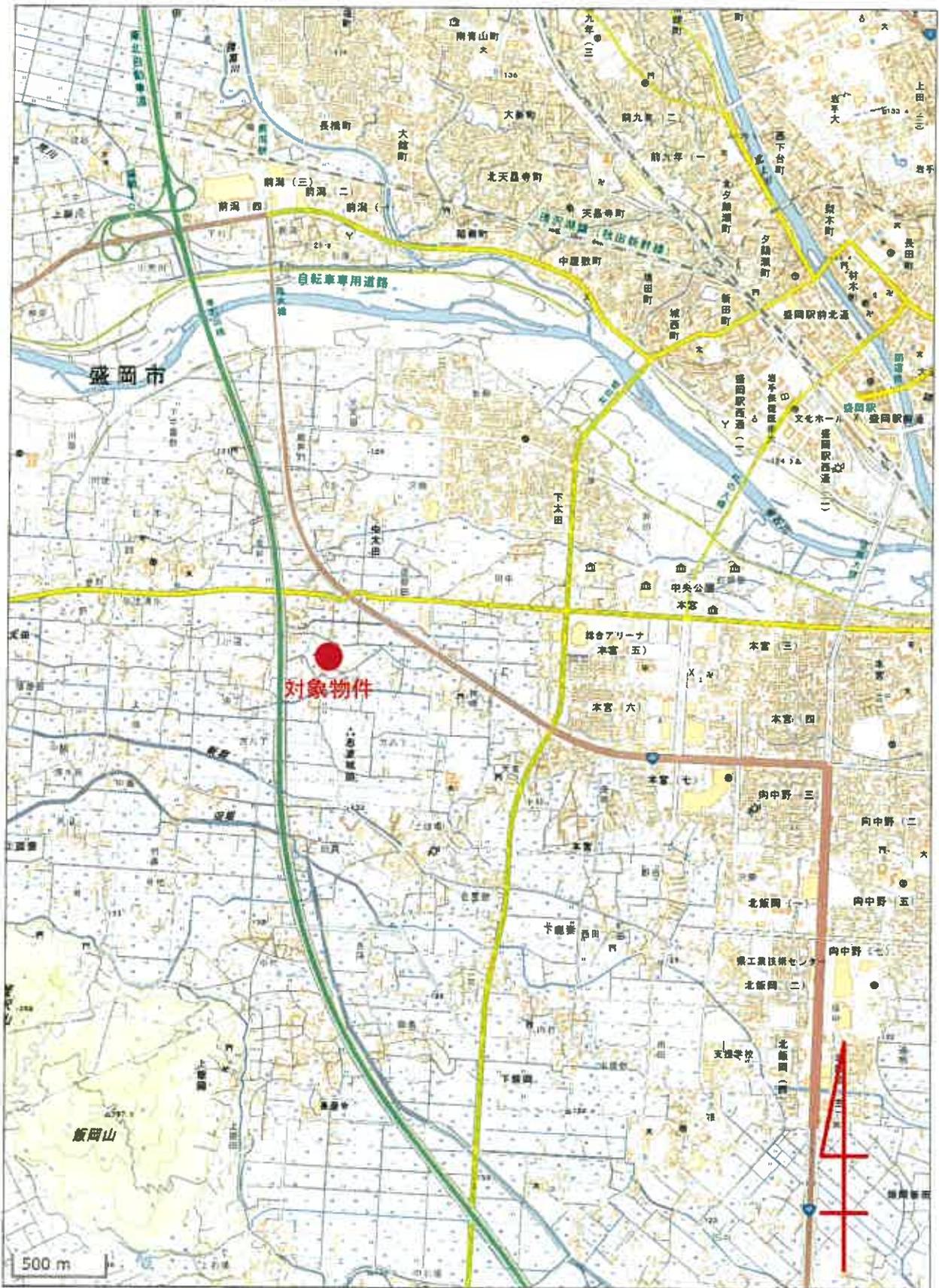
地価公示標準地価格・盛岡－44

所 在	盛岡市上鹿妻田貝14番3
価 格	27,400円/m ²
位 置	盛岡駅 4.4km
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	184m ²
供給処理施設	水道、下水
接 面 街 路	南東6m市道
用途指定等	調区(70%、200%)
地域の概要	戸建住宅の中に事業所等が見られる住宅地域

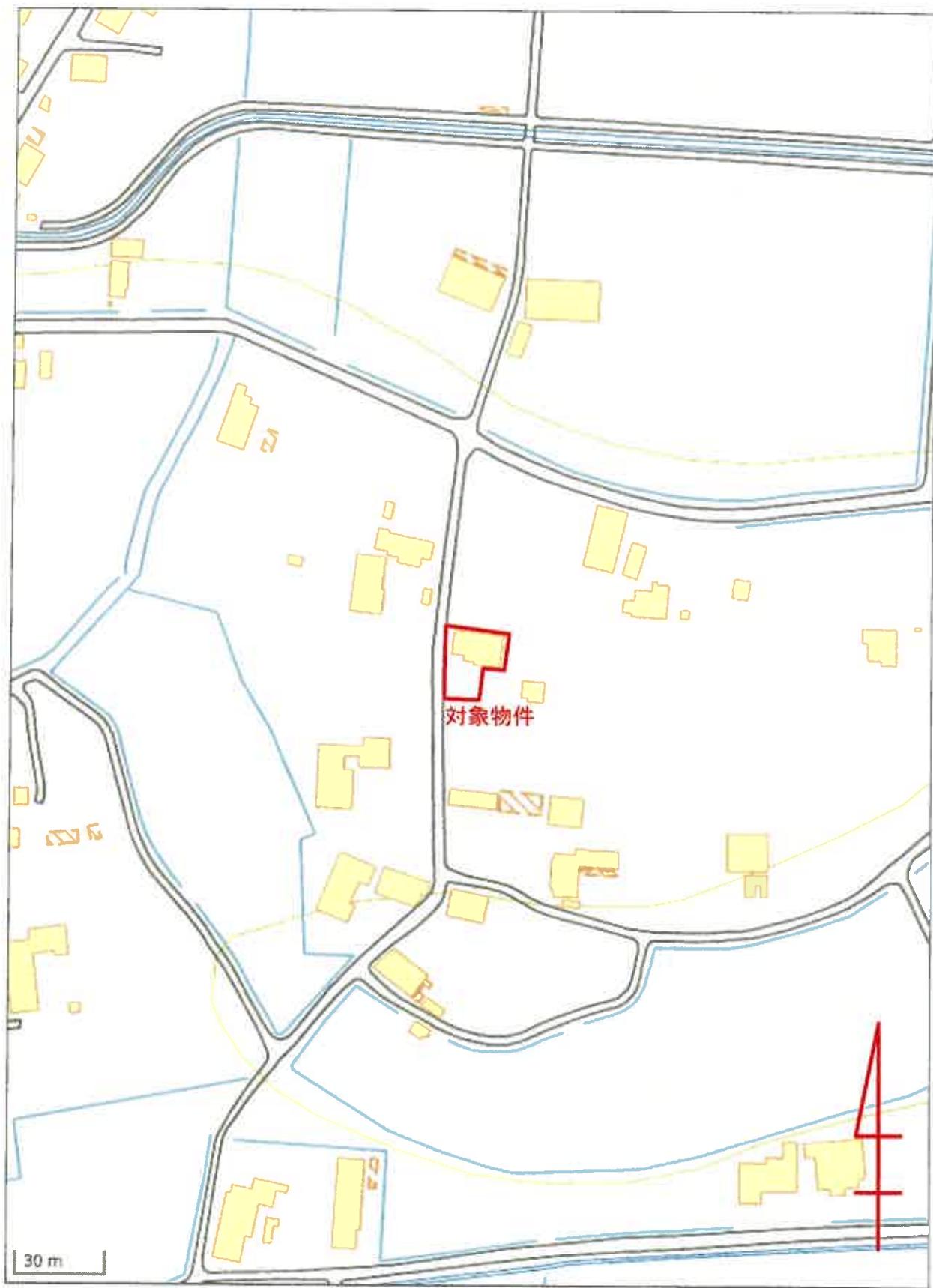
第7 附属資料の表示

- 1 位置図1、2
- 2 土地建物位置関係図
- 3 公図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 建物間取図

以 上

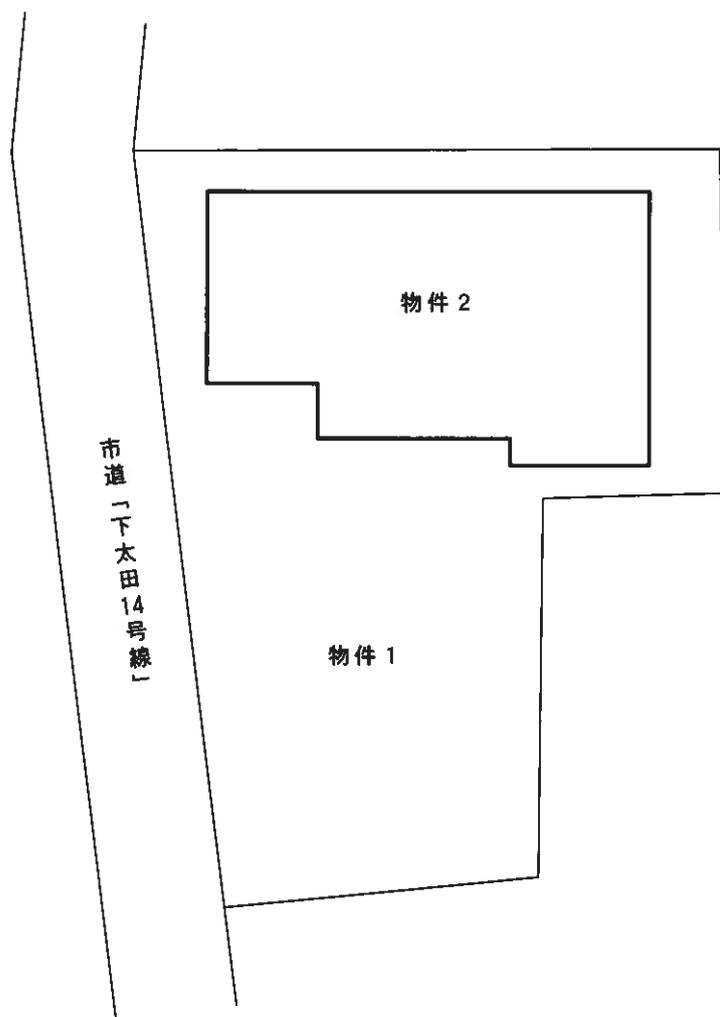


位置図 1



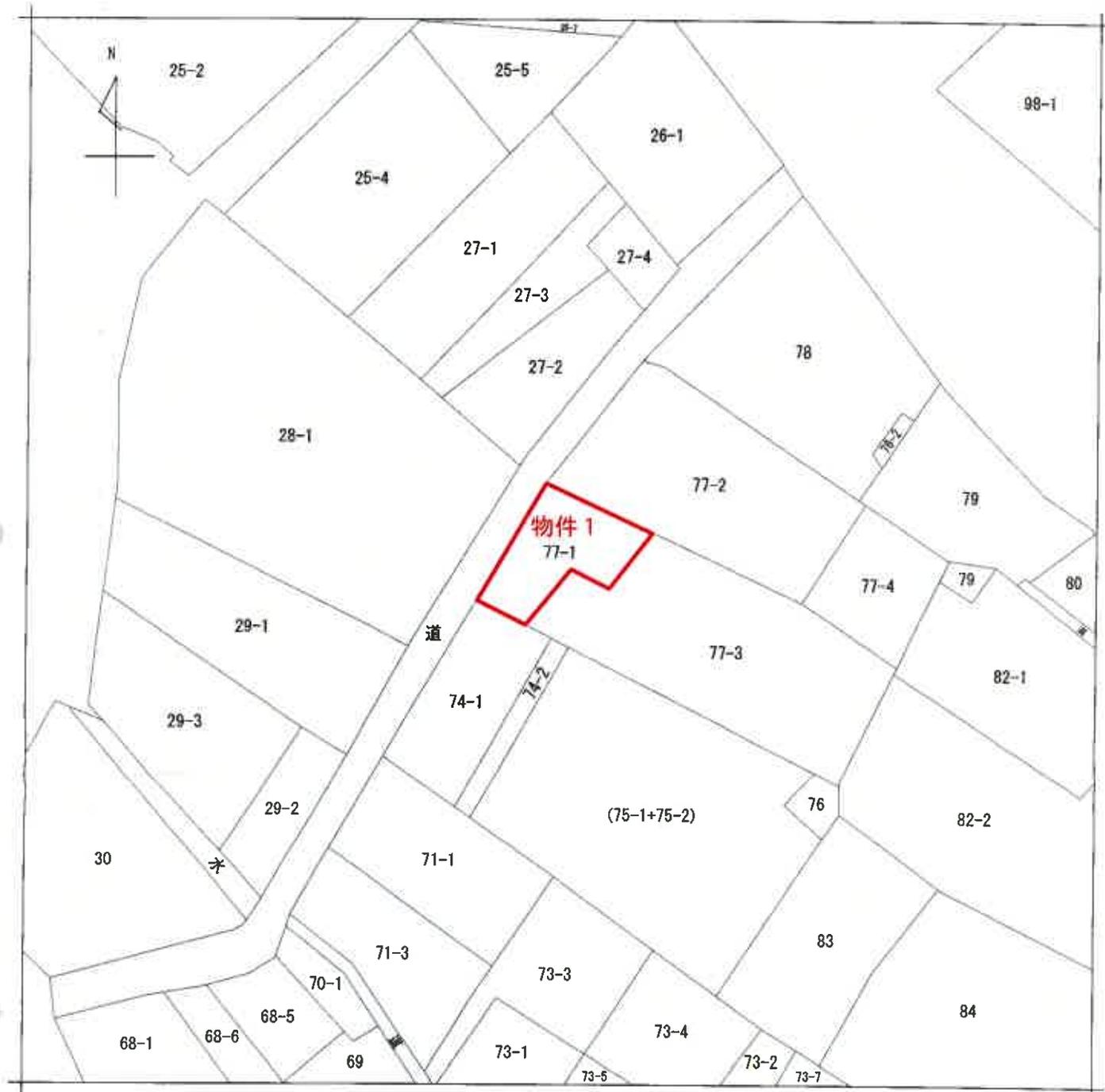
位置図 2

土地建物位置関係図

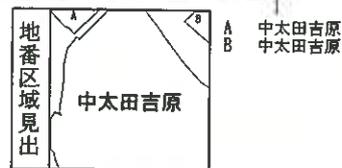


S = 1/250

※ 土地の形状及び建物の位置等は概略を記したものであり正確なものではない。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	盛岡市中太田吉原		地番	77番1		
出縮力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月3日
盛岡地方法務局

整理番号：H75509-1
(1/1)

登記官

縮小版

登記年月日：平成13年3月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月3日 盛岡地方方法務局 登記官

建物図面

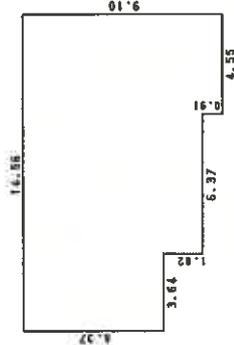
950689

各階平面図

家屋番号 77-1

建物の所在 盛岡市中太田吉原77番地1

物件2 1階

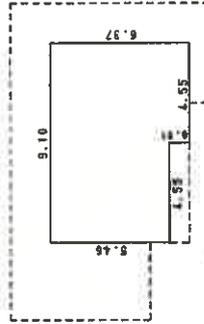


求積表

$14.56 \times 6.37 = 92.7472$
 $10.92 \times 1.82 = 19.8744$
 $4.55 \times 0.91 = 4.1405$

合計 116.7621
 床面積 116.76 m²

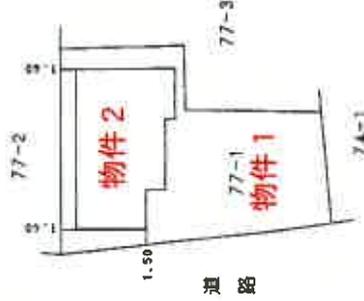
2階



求積表

$9.10 \times 5.46 = 49.6860$
 $4.55 \times 0.91 = 4.1405$

合計 53.8265
 床面積 53.82 m²



(日 12)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

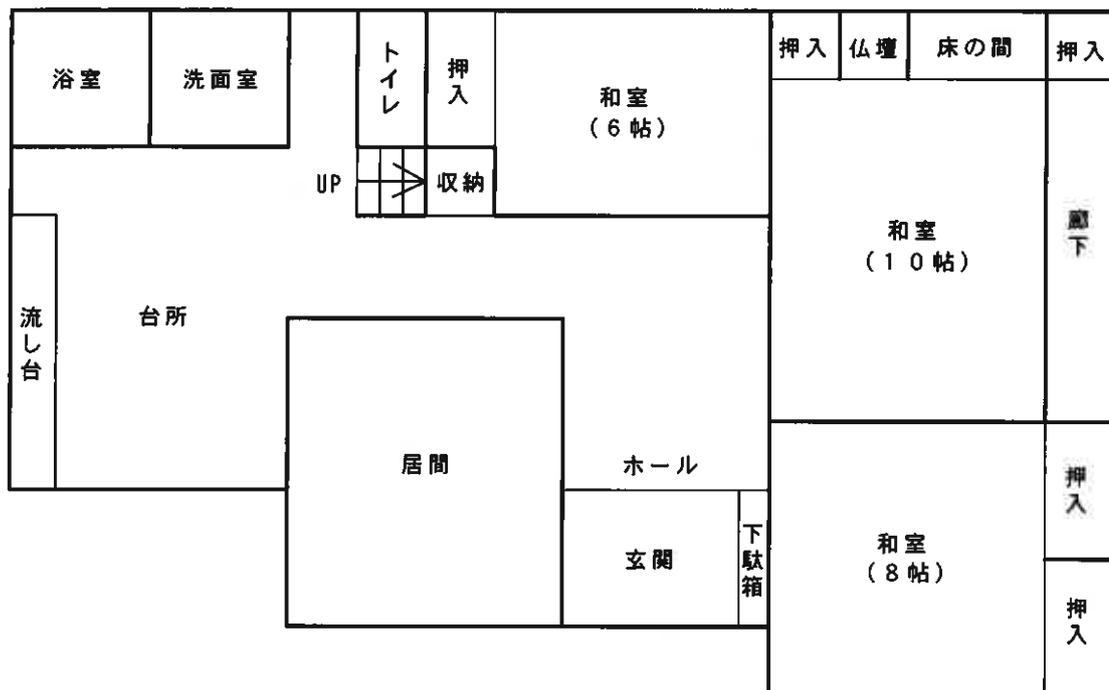
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

平成13 3.30

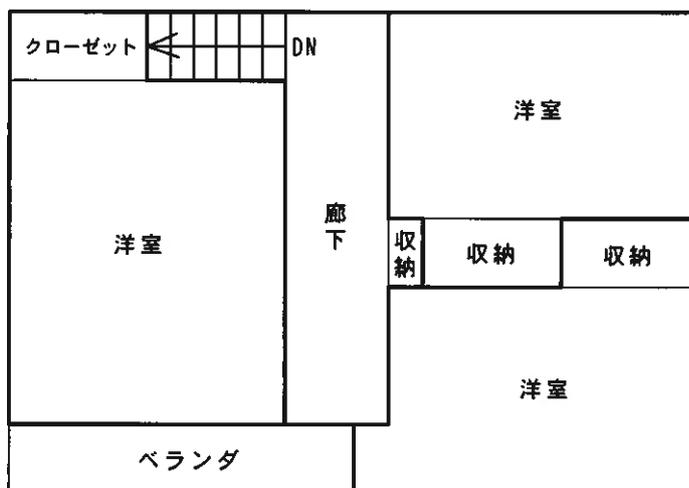
整理番号：H75509-2

縮小版

建物間取図



1 階



2 階

